

平成20年2月4日

回 答 書

厚生労働省医政局医事課 御中

厚生労働省健康局生活衛生課 御中

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

エステティックは時代の流れとともに新しい消費者ニーズの中で生まれ、平成14年には総務省「日本標準産業分類」に「手技又は化粧品、機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術」（総務省「日本標準産業分類」大分類Q/中分類82/小分類829/細分類番号8292）として分類されました。現在では約4000億円の市場規模を持つサービス産業に発展し、「癒し系」サービス業の中心的な存在としてさらに高い成長が見込まれる一方で、多くの消費者問題が報告されているため、経済産業省から「エステティック産業の適正化に関する報告書」（平成15年3月）さらに「エステティックサロンの認証制度の在り方について（エステティック産業の認証に関する研究会 報告書）」（平成19年6月）が公表され、消費者が安心してサービスを受けるための仕組みとしての認証制度の在り方について提言が出されました。当機構ではその提言・報告書に沿って認証基準を策定してまいりました。

当機構が実施を計画している事業に関して、貴省より平成19年8月17日付で照会のあった事項についての当機構の回答は以下の通りです。また、参考として、業界団体より、業界動向・見解について確認した内容も記載いたしました。

1. 日本エステティック機構が認証するエステティシャンの手技の具体的な内容

【日本エステティック機構として】

現在、業界団体が推進している業界自主基準に基づく「業界統一エステティシャン認定試験制度」が予定されています。当機構としては、2007年5月に業界団体の統一試験に向けて指針を発表しました。その内容は「エステティシャンが修得すべき知識・技術の範囲（2つのレベル設定）及びエステティシャン養成に必要なカリキュラム（科目と時間数の目安）」（詳細については別紙参照）ですが、具体的には業界団体が行う「業界統一エステティシャン認定試験制度」の取り組みが業界内に定着した状況を見極めた上で検討をしていきたいと考えています。

参考として

【業界団体の動向・見解】

2007年、日本エステティック振興協議会が設立され、「業界統一エステティシャン認定試験制度」の導入に向け業界団体として検討・実施作業に入っています。この制度の目的は、業界団体が教育養成制度とそれに伴う認定資格制度を統一し、業界内に定着させることで業界全体のエステティシャンの底上げ（レベルアップ）を行うことにあります。

2. 日本エステティック機構が将来認証する可能性のある美容脱毛エステティシャンが行う脱毛施術あるいはエステティシャンの認証にあたって必要な修得技術としての脱毛施術について、医師法に反しないことの合理的な理由

【日本エステティック機構として】

現在、当機構としては、上記1の通り、美容脱毛エステティシャンについても、業界団体の取り組みを踏まえ、将来に向かって検討すべきものと考えております。

参考として

【業界団体の動向・見解】

脱毛とはむだ毛の処理のことで、エステティック業が行う「手技又は化粧品、機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術」（総務省「日本標準産業分類」大分類Q／中分類82／小分類829／細分類番号8292）であり、全身美容の一部としてエステティックで行っています。

<ワックス脱毛について>

エステティシャンの認証にあたって、2007年5月の指針で必要な修得技術とした「ワックス脱毛」は、昔からエステティックの基本技術として行われてきた物理的に毛を抜く方法の一つであり、その方法の安全性、簡便性から医師法には触れないものと認識しています。

<美容電気脱毛について>

エステティックで広く行われている美容電気脱毛については、かつては様々な意見がありましたが、第141回国会・衆議院厚生委員会（平成9年11月26日）において次のような厚生省（当時）の見解・提言が示されました。

- ① 電気脱毛は医行為であるとの見解が出されているがその後の機器の進歩、技術の向上等により可罰的違法性はないケースもあり一律に取り締まりの対象とはならない。
- ② 業界団体は自主的に技術水準の向上及び営業の適切化を図るべきである。

これらの提言を受けて、業界団体としてはエステティックにおける安全な美容電気脱毛を確立すべく美容電気脱毛技能検定試験制度を1999年に創設しました。同試験制度は既に9年間の実績があり、登録者も6,609名に上っています(2008年1月現在)。こうした業界団体による自主的な技術水準の向上及び営業の適切化の努力の結果、近時は関係行政機関からも「エステティックには業法がないので業界団体自ら自主基準を作成し遵守することが重要である。業界団体が自主的に消費者の安全を確保することに努め、業の健全な育成のために努力してもらいたい。」との提言を頂きました。

業界団体では、これらの関係行政機関からの提言に沿って自主的に消費者の安全・安心を確保するために美容脱毛の自主基準を作成しており、また美容脱毛の教育養成制度を整備してこれまでの美容電気脱毛技能検定制度を2008年に美容脱毛エステティシャン認定制度に発展させるなど、従来にも増して技術者の技能向上に努めています。

このように厚生省(1997年当時)の提言に沿って業界では自主的に技術水準の向上に努めてきた結果、安全性の高い脱毛器を用いて、安全に行うことのできる技術を持った技術者が行うというエステティックの美容電気脱毛が確立されました。この条件を満たす安全性が確保された美容電気脱毛であれば、医行為すなわち「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある一切の行為(昭和39年6月18日医事44の2)」にはあたらないので、現在に至っては美容電気脱毛は医師法に違反するものではないと認識しています。

<レーザー・光脱毛について>

一方、近年消費者ニーズの高まりの中、エステティックで広く行われているレーザー・光脱毛については、平成13年11月8日に「用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為」は医行為であるとの通達(医政医発第105号)が貴省から出され、その後業界では通達抵触しない範囲で行う脱毛法を研究してきました。また、平成14年から16年にかけて日本エステティック研究財団では医師や専門家で構成された委員会でレーザー・光脱毛について通達抵触しない範囲での臨床試験を行ない、皮膚トラブルもなく安全に実施できることが確認されました。

業界団体としては、貴省から出された通達に抵触しない脱毛を消費者に提供するために、財団の臨床試験結果に準拠する範囲であることや機器の安全性を確保するため、平成19年11月から有限責任中間法人日本エステティック工業会が「レーザーライト美容脱毛機器適合審査制度」を開始しました。これは、「エステティックサロンにおけるレーザー等を利用した脱毛機の安全性について」の報告書（平成16年7月東京都商品等の安全問題に関する協議会）の中で業界団体による安全性向上への自主的な取り組みの促進が促されたこともあって、客観的に機器の安全性を評価する本制度を開始したものです。

また、現在、業界ではレーザー・光脱毛についての自主基準を作成中で、適正な技術者の教育養成制度策定にも鋭意取り組んでいます。さらに、セーフティー・ネットとして医師との提携のあり方も検討中です。

このように業界団体としては、エステティックでは通達に抵触しない範囲で行うことを大前提として、消費者の安全・安心の確保のため、機器の安全性確保、技術者の技術水準の向上、業界自主基準遵守、セーフティー・ネット構築に取り組んでいるところであり、業界内にこれらを徹底させることに全力で取り組んでいくつもりです。

3. 認定エステティシヤンの修得技術である「フェイシャル」が、理容師法及び美容師法にいう独占業務の範囲にあたらぬ合理的な理由

【日本エステティック機構として】

当機構としては上記1に記載の通り、業界に向けて指針を出したに過ぎず、業界団体が行う「業界統一エステティシヤン認定試験制度」の取り組みが業界内に定着した状況を見定めた上で検討をしていきたいと考えています。

参考として

【業界団体の見解】

フェイシャルは、エステティック業が行う「手技又は化粧品、機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術」（総務省「日本標準産業分類」大分類Q／中分類82／小分類829／細分類番号8292）としての全身美容の一部としてエステティックで行っています。エステティック業が顔面も含む全身美容を行うことは「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減じるための施術を行うこと」として特定商取引に関する法律によっても認められているところでもあります。

顔面の表面上の美化のみを目的とする「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整える」

理容（理容師法第1条の2第1項）や「パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする」美容（美容師法第2条第1項）とはその目的、方法および対象を異にしています。貴省が出された通知（昭和42年2月16日 環境第7030号）においても、美容師法第2条第一項に規定する「美容」は「パーマントウェーブ、結髪、化粧等方法」によるものに限られており、通常首から上の容姿を美しくするためのものであり、全身美容は現行の美容師法における「美容」には該当しないとされています。

エステティックでは、全身美容としての手技構成を組み、胸、首、背面、顔面等に対しあくまでも肌や身体を健康的で美しい状態に保護、保持するために、単なる顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技による施術行為を行っています。従って、業界団体としては、フェイシャルが美容師法の概念に抵触する行為とは考えていません。

4. 上級エステシャン(仮称)の修得技術である「メイクアップ」が、美容師法でいう「化粧等」にあたらぬ合理的な理由

【日本エステティック機構として】

当機構としては上記1に記載の通り、業界に向けて指針を出したに過ぎず、業界団体が行う「業界統一エステシャン認定試験制度」の取り組みが業界内に定着した状況を見定めた上で検討をしていきたいと考えています。

参考として

【業界団体の見解】

エステティックで修得するメイクアップ技術はエステティック施術後の身だしなみ程度であり、一般消費者が自ら行なうメイクアップと本質的に差異がありません。花嫁メイク、パーティメイクなどの美容師が業として行なう特別なメイクアップではありません。総合美を追求するエステシャンとして顧客にアドバイスするなど、メイクアップなどの知識や技術はむしろ必要なことと考えています。また、エステティックサロンでは化粧品の販売も行っているところもあり、貴省から出された通達（昭和28年10月10日 28公第10405号）でもその目的が化粧品の販売である場合にはその使用は違法ではないとされています。従って、エステティックサロンで行うメイクアップはそうした観点からも美容師法に抵触するものではないと考えています。

以 上

エステティシャン

2つのレベル設定

認定エステティシャン(300時間以上履修)

上級のエステティシャン(仮称)(1000時間以上履修)

認定エステティシャンとは
(300時間以上履修)

プロの技術者であるための基本的な知識と技術を有するエステティシャン

修得技術

フェイシャル(基本的な手技・機器)
ボディ(手技)
ワックス脱毛

サービス業としての必須知識

ホスピタリティーマインド
衛生・安全
法令遵守

上級のエステティシャン(仮称)とは
(1000時間以上履修)

プロの技術者としての知識・技術・実務経験を活かして、トータルにケアする能力を有するエステティシャン

修得技術

フェイシャル(手技・機器)
ボディ(手技・機器)
ワックス脱毛
メイクアップ・マニキュア

サービス業としての必須知識

ホスピタリティーマインド
衛生・安全
法令遵守

カリキュラム

	300時間以上 履修カリキュラム	1000時間以上 履修カリキュラム
理論	110	280
実技理論	20	100
実技	170	620
総時間数	300	1000

[各科目の時間数の捉え方]

1. 目安であり、多少の前後は可
2. 休憩を含まない実質時間
3. 総時間数は下回らない
(300時間以上/1000時間以上)

2007/09/10

科 目	300時間以上 履修カリキュラム	1000時間以上 履修カリキュラム
エステティック概論	4	8
皮膚科学	24	55
植物生理学	20	50
心身生理学/生命活動と美容メカニクス	10	24
動物生理学	8	10
栄養学	8	30
化粧品学	8	24
電気学・物理学	6	15
関連法規	4	6
衛生・清潔/衛生管理	4	14
接客法	4	4
エステティックカウンセリング	10	20
サロンマネジメント/サロン経営学	4	20
小 計	110	280
フェイシャル理論	10	30
ボディ理論	6	20
ワックス除毛理論	4	6
メイクアップ理論	4	6
ネイルケア/マニキュア理論	4	4
フットケア/ペディキュア理論	4	4
アロマセラピー/フィットセラピー理論		
エクササイズ理論		
カラーセラピー/ハイドロセラピー理論		
美容医療		選択 30
リンパドレナージュ		
皮膚科治療		
美容師法のセラピー		
倫理学		
リフレクソロジー		
その他		
小 計	20	100
(理論+実技理論)合計	130	380
フェイシャル実技	80	250
ボディ実技	70	210
ワックス除毛実技	10	15
メイクアップ実技	10	15
ネイルケア/マニキュア実技	10	15
フットケア/ペディキュア実技	10	15
アロマセラピー/フィットセラピー実技		
エクササイズ実技		
カラーセラピー/ハイドロセラピー実技		
リンパドレナージュ		
リフレクソロジー		
美容医療		選択 76
皮膚科治療		
サロン実務		
その他		
小 計	170	620
総時間数	300	1000